

【2020年2月12日に弊社から送信した電子メール】

東芝機械株式会社 取締役会 御中

弊社から貴社に対して、2020年2月1日以降、貴社の全ての株主のために協議を行うことを再三にわたって申し入れているにもかかわらず、現在に至るまで何らご回答をいただけていないのは、誠に残念です。貴社取締役会におかれては、株主共同の利益ということを真剣に考えていただきたいと存じます。

つきましては、2月14日（金）午後6時までに、次の3点について書簡又は電子メールにてご回答願います（いずれも、弊社から貴社に対し、すでに申し入れている事項です。）。

1. 株主総会開催日、公開買付期間、新株予約権無償割当ての基準日等の日程について、弊社と事前に協議するおつもりがあるのかどうか（この点、株主総会開催日については、弊社は、貴社が株主総会開催日として公表している「3月下旬から4月上旬」の最も早い時期であれば、3月末までに公開買付けの受渡し完了する可能性が残されているため、公開買付期間の必要な限度での延長に応じる用意がありますし、また、そうでない場合でも条件次第であり全く検討の余地がないわけではありません。）。

2. 買収防衛策の是非を問う株主総会では、株主の意思を明確に確認すべきであり、議決権行使書や委任状で賛否を明確に表示していないもの（賛否の丸印をしていないものなど）について会社提案に賛成とみなすというような扱いはすべきではないと考えますが、そのような扱いはしないものとしていただけるのかどうか。

3. 買収防衛策の発動要件について、貴社と弊社との間では、株主総会の普通決議で足りるのか、特別決議を要するのかという点について見解の相違がありますが、決議結果が普通決議の要件は満たすが特別決議の要件は満たさないという場合にどちらの見解が正しいかについて裁判所の公正な判断を仰ぐため、株主総会の開催日と新株予約権無償割当ての基準日を裁判所の審理及び決定に必要な期間（弊社としては最低でも2週間以上は必要と考えます。）を空けていただけるのかどうか。

貴社の全ての株主のために公正な手続きを進めることが大切だと考えます。

ご回答をお待ちしております。

株式会社オフィスサポート
福島啓修